**寄付金に関する覚書（社会福祉協議会）**

　小美玉市（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は，令和　　年　　月　　日付締結の公有財産賃貸借契約に基づき，乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機（以下「自動販売機」という。）による寄付金に関し，次のとおり覚書を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約 | 物件番号 | 財産名称 | 設置場所 |
|  | 本庁舎１ | 小美玉市役所本庁舎 | 1階　ロビー |
|  | 本庁舎２ | 小美玉市役所本庁舎 | 1階　厚生室 |
|  | 小川総合支所１ | 小川総合支所 | 1階　階段脇 |
|  | 玉里総合支所１ | 玉里総合支所 | 1階　ロビー |
|  | 玉里総合支所２ | 玉里総合支所 | 1階　ロビー |
|  | 農村環境改善センター１ | 農村環境改善センター | 玄関脇（屋外） |

※契約欄に○印が付されるものが，乙が設置する自動販売機である。

1. （寄付金の額）

乙は，自動販売機による売上額のうち１０％（相当額）以上を，社会福祉に対する寄付金として，小美玉市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に支払うものとする。

1. （寄付金の支払方法）

前条の寄付金については，乙と社会福祉協議会が別途締結する覚書に基づき，乙から社会福祉協議会に直接支払うものとし，それに伴う手数料等は乙の負担とする。

1. （覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は，本覚書締結日から令和９年３月３１日までとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し，甲乙各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

小美玉市堅倉８３５番地

甲

　　　小美玉市長　　　島 田　穣 一

○○市○○

乙　　●●●●●●

　　　代表取締役　○○　○○

**寄付金に関する覚書（身体障がい者福祉協会）**

　小美玉市（以下「甲」という。）と　●●●●●●（以下「乙」という。）は，令和　　年　　月　　日付締結の公有財産賃貸借契約に基づき，乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機（以下「自動販売機」という。）による寄付金に関し，次のとおり覚書を締結する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約 | 物件番号 | 財産名称 | 設置場所 |
|  | 小川文化センターアピオス１ | 小川文化センターアピオス | 1階　喫茶コーナー |
|  | 小川文化センターアピオス２ | 小川文化センターアピオス | 1階　喫茶コーナー |
|  | 四季文化館みの～れ１ | 四季文化館みの～れ | 1階　喫茶スペース |
|  | 四季文化館みの～れ２ | 四季文化館みの～れ | 1階　喫茶スペース |
|  | 生涯学習センターコスモス１ | 生涯学習センターコスモス | 1階階段裏ロビー側 |
|  | 生涯学習センターコスモス２ | 生涯学習センターコスモス | 1階階段裏ロビー側 |
|  | 生涯学習センターコスモス３ | 生涯学習センターコスモス | 1階　大ホール脇 |
|  | 小川運動公園３ | 小川運動公園 | 管理等脇（屋外） |

※契約欄に○印が付されるものが，乙が設置する自動販売機である。

第１条　（寄付金の額）

乙は，自動販売機による売上額のうち１０％（相当額）以上を，社会福祉に対する寄付金として，小美玉市身体障がい者福祉協会（以下「身体障がい者福祉協会」という。）に支払うものとする。

第２条　（寄付金の支払方法）

前条の寄付金については，乙と身体障がい者福祉協会が別途締結する覚書に基づき，乙から身体障がい者福祉協会に直接支払うものとし，それに伴う手数料等は乙の負担とする。

第３条　（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は，本覚書締結日から令和９年３月３１日までとする。

この覚書の成立を証するため本書２通を作成し，甲乙各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

小美玉市堅倉８３５番地

甲

　　　小美玉市長　　　島 田　穣 一

○○市○○

乙　　●●●●●●

　　　代表取締役　○○　○○